

西郷村立まきば保育園設置・運営事業者選定
に伴う公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

西郷村

目 次

1	公募目的	P.1
2	事業者の選定方法	P.1
3	民営化予定年月日	P.1
4	対象園の概要	P.2
	(1) 施設の名称・所在地・立地	P.2
	(2) 施設の概要等	P.2
5	応募資格	P.4
6	応募に関する基本事項	P.4
	(1) 実施要領の公示	P.4
	(2) 質問書の受付及び回答	P.4
	(3) 現地視察・説明会	P.4
	(4) 参加申込書類の受付	P.5
	(5) 保育所運営計画等の提出	P.5
	(6) 留意事項	P.6
7	審査及び選定に関する事項	P.7
	(1) 審査について	P.7
	(2) 審査の方法	P.7
	(3) 参加資格審査(書類審査：1次審査)	P.7
	(4) プロポーザル審査(2次審査)	P.7
	(5) プロポーザル審査(2次審査) 審査基準	P.7
	(6) 失格となる提案者	P.9
	(7) 選定結果と公表	P.9
8	事業者選定後について	P.9
	(1) その他必要書類の提出	P.9
	(2) 協定の締結	P.10
	(3) 協議	P.10
9	問い合わせ先	P.10

-----西郷村立まきば保育園 民営化にあたっての諸条件-----

1	保育園運営に関する諸条件	P.11
	(1) 運営	P.11
	(2) 保育園の名称	P.11
	(3) 保育運営の継承	P.11
	(4) 保育内容等の継承	P.13
	(5) 職員配置について	P.14
	(6) その他	P.15
2	施設等に関する諸条件	P.16
	(1) 土地に関する事項	P.16
	(2) 建物に関する事項	P.16
	(3) 附属設備に関する事項	P.16
	(4) 備品に関する事項	P.16
	(5) 建物等の修繕に関する事項	P.16
3	その他に関する諸条件	P.17
	(1) 施設管理・運営に係る責任分担	P.17
	(2) 事業者との協定の取消	P.18
	(3) 財産の返還	P.18
4	提出書類一覧	P.19

1. 公募目的

公立保育園の民営化に関する村の方針に関しては、西郷村第四次総合振興計画において「持続可能なむらづくりの推進」として「効果的・効率的な施策・事業の推進」「健全な財政運営」を施策として掲げており、さらに西郷村行政改革プラン2022において、基本理念を「未来につなぐ、効果的で持続的な行財政運営」とし、5つの改革の柱「仕事の改革、職員（ヒト）の改革、働き方改革、歳入・歳出面の改革、持続可能な社会に向けた取組（SDGs）」のうちの働き方改革の中で民間活力を導入し、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革の推進を図ることとしている。

また、令和5年4月より「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現のため、様々なこども施策の展開が必要となります。これまで実施してきた保育サービスや様々な子育て支援に加えて、新たな施策の展開を行っていくためには、新たな財源について確保する必要があります。保育園の民営化は、この新たな財源を確保するための一つの方法となります。

公立保育園の運営費は、国・県からの法定分の財政負担が受けられず、利用者の保育料と村の負担で賄ってきました。保育園を民設民営にて運営した場合、国・県より法定分の財政負担を受けられるようになり、村負担の軽減が図れることとなります。これにより新たな財源を確保することができるようになるため、これまで実施してきた保育サービスや子育て支援に加えて、新たな子育て施策を実施することができるようになります。

以上より、令和5年10月に「村立まきば保育園」民営化計画を策定し、それに基づき、まきば保育園を「民設民営（公私連携型保育所）」方式にて設置・運営を実施していただく運営事業者（以下「事業者」という。）を選定するために公募を実施するものとする。

2. 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案型公募方式）により実施する。

3. 民営化予定年月日

令和7年4月1日（予定）

令和6年	4月18日（木）～	実施要領の公告
	4月18日（木）～5月2日（木）	質問書、現地視察・説明会受付期限
	5月15日（水）	質問書回答
	5月17日（金）	現地視察・説明会
	5月20日（月）～6月7日（金）	参加申込書類の提出期限
	6月19日（水）	書類審査（1次審査）
	6月24日（月）	書類審査結果通知
	6月25日（火）～7月12日（金）	保育所運営計画等の提出期限
	7月24日（水）	プロポーザル審査（2次審査）
	7月29日（月）	選定結果通知
8月上旬～	選定した法人との協議	
令和7年	1月中	民営化に係る協定の締結
	4月1日（火）	民営化による運営開始

※スケジュールについては、上記のとおりとするが、やむを得ない事情により変更する場合がある。

4. 対象園の概要

(1) 施設の名称・所在地・立地

村立まきば保育園 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地40

現在地は、村道（上新田・中久保線）に面し、国道4号線、東北自動車道白河インターチェンジに隣接しており、村南部地域の中心地に位置している。



(まきば保育園位置図)

(2) 施設の概要等

①沿革

- ・昭和54年4月 無認可保育所開設（上新田地区）
- ・昭和55年4月 西郷村第二保育所開設
場所：小田倉字立出29番地 定員：60名
- ・昭和58年4月 園舎一部改築（定員：90名）
- ・平成10年4月 新築移転（定員：120名）現まきば保育園
- ・平成14年4月 園舎一部改築（未満児用1クラス）
- ・平成16年4月 定員130名に変更
- ・平成17年4月 増築（2クラス分）定員150名に変更
- ・平成25年4月 定員165名に変更

②園舎

【本園舎】

構 造	鉄筋コンクリート造平屋建て
床 面 積	1,237.63㎡
建 築 年 月 日	平成10年3月13日
耐 用 年 数	47年（R7年時点28年経過）
事 業 費	613,429千円（うち建設費495,811千円）

【増築分】

構 造	木造平屋建て（平成16年度）
床 面 積	142.00㎡
建 築 年 月 日	平成17年3月31日
耐 用 年 数	22年（R7年時点21年経過）
事 業 費	29,037千円（うち建設費26,492千円）

※詳細な施設内容については、添付の図面を参照。

【その他付帯施設等】

- ・物置（構造：木造平屋建て、床面積：25.92㎡）
- ・運動用具室（構造：木造平屋建て、床面積：16.20㎡）
- ・プール（面積：縦2.386m×横4.771m＝11.38㎡）
- ・園庭遊具11基（大型複合遊具1基、小型複合遊具1基、ジャングルジム1基、ブランコ2基、鉄棒2基、スプリング遊具4基）

③敷地

所有者	地 番	面 積	用 途
西郷村	小田倉字小田倉原1番地40	5,031.82㎡	園舎一部、園庭一部、職員駐車場、敷地内道路
西郷村	小田倉字小田倉原1番地87	1,916.00㎡	保護者送迎用駐車場
西郷村	小田倉字下川向30番地	4,703.77㎡	園舎一部、園庭一部、プール
計3筆		11,651.59㎡	

④修繕履歴（大規模修繕のみ）

平成26年度 ～平成27年 度	保育園遊具更新工事 遊具11台更新 改修費：13,420千円（みずほの遊具更新も含む）
令和3年度	空調設備改修工事（FF暖房全部入替、ガス式エアコン→電気式エアコンへ入替11台） 改修費：28,017千円
令和4年度	園舎屋根改修工事（屋根塗装及び修繕） 改修費：21,626千円

⑤備品等

台帳閲覧（必要な場合は申し出ください。）

5. 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ・選定する事業者については、公益性を持ち、営利を一義的な目的とせず、認可保育所を現に運営する又は運営できる社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等であるものとする。なお、共同による運営も妨げないものとする。
- ・児童福祉事業に見識を有し、保育園とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、技術的能力等を有し、継続的に安定した事業を遂行できる事業者とする。
- ・児童福祉法第35条第5項第4号及び第58条第1項の規定による認可の取消し、学校教育法第13条の規定による閉鎖、就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供の推進に関する法律第7条又は第22条の規定による取消しを受けていないこととする。
- ・子ども・子育て支援法第40条又は第52条の規定による確認の取消し又はその全部もしくは一部の効力の停止を受けていないこととする。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていないこととする。
- ・会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこととする。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う法人に該当しないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していないこととする。

6. 応募に関する基本事項

(1) 実施要領の公告

令和6年4月18日（木）から村ホームページに掲載

(2) 質問書の受付及び回答

実施要領の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ①受付期間 令和6年4月18日（木）午前8時30分から
令和6年5月 2日（木）午後5時15分まで（必着）
- ②受付方法 「実施要項等に関する質問票（様式第1号）」に必要事項並びに質問事項を記入の上、E-mailにて提出すること。
E-mail アドレス：fukushi@vill.nishigo.lg.jp
- ③宛て先 西郷村福祉課こども施設係
- ④回答期日 令和6年5月15日（水）までに村ホームページに順次掲載する。

(3) 現地視察・説明会

まきば保育園における現地視察及び説明会を以下のとおり実施する。

- ①場 所 西郷村立まきば保育園
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地40
電話番号：0248-25-4044
- ②日 時 令和6年5月17日（金）時間は後日連絡する。

- ③申込先 西郷村福祉課こども施設係
④申込期間 令和6年4月18日(木)午前8時30分から
令和6年5月2日(木)午後5時15分まで
⑤申込方法 E-mail又はFAXにて申込をすること。
E-mailアドレス：fukushi@vill.nishigo.lg.jp
FAX番号：0248-25-4517

(4) 参加申込書類の受付

- ①提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。なお、電子媒体形式をE-mailにより提出すること。
- ②受付期間 令和6年5月20日(月)午前8時30分から
令和6年6月7日(金)午後5時15分まで(必着)
- ③提出先 西郷村福祉課こども施設係
〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地
E-mailアドレス：fukushi@vill.nishigo.lg.jp
- ④提出書類 次に掲げる書類2部(原本1部、写し1部)を、次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出すること。A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算すること。
- 1) 西郷村立まきば保育園設置・運営事業者選定に伴う公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)
 - 2) 誓約書(様式第3号)
 - 3) 委任状(様式第4号)
 - 4) 法人調書(様式第5号)
 - 5) 法人が運営する社会福祉施設一覧表(様式第6号)
 - 6) 事業者の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類(原本写し)
 - 7) 事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)
 - 8) 事業者の直近3年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村民税の滞納がないことの証明書(原本)
 - 9) 事業者の直近3年分の財務諸表(任意様式)
 - 10) 預金残高証明書(任意様式)
 - 11) 施設の監査状況報告書(様式第7号)
 - 12) 現在運営する保育所等の概要(パンフレット等、概要が分かるもの)
(任意様式)
- ※共同運営の場合は、それぞれの法人ごとに書類の提出が必要となります。

(5) 保育所運営計画等の提出

- ①提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。なお、電子媒体形式をE-mailにより提出すること。

- ②受付期間 令和6年6月25日（火）午前8時30分から
令和6年7月12日（金）午後5時15分まで（必着）
- ③提出先 西郷村福祉課こども施設係
〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地
E-mail アドレス：fukushi@vill.nishigo.lg.jp
- ④提出書類 次に掲げる書類2部（原本1部、写し1部）を、次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出すること。A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算すること。
- 1) 保育所運営の希望理由書（様式第8号）
 - 2) 保育所運営計画（様式第9号）
 - 3) 資金収支予算書（様式第10号）
（保育事業の2025（令和7）年度から2029（令和11）年度分）
 - 4) 施設の管理運営体制計画（様式第11号）
 - 5) 職員配置計画（様式第12号）
 - 6) 労働基準法等の規定に関する書類
 - ①就業規則 ※労働基準監督署受付印のある事業主控（任意様式）
 - ②時間外労働（36協定関係） ※労働基準監督署受付印のある事業主控（法定様式）

（6）留意事項

①応募における注意事項

- ・「西郷村立まきば保育園 民営化にあたっての諸条件」を遵守すること。
- ・提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く）
- ・提出書類は理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- ・参加申込受付後に辞退される場合は、「辞退届（様式第13号）」を提出すること。
- ・村が必要と判断した場合は、提出内容について個別に聴き取りを行う場合がある。

②無効となる参加申込書又は保育所運営計画等

- 参加申込書又は保育所運営計画等が以下に該当する場合は無効となることがある。
- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・実施要領に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・保育所運営計画の記載内容において参加申込者名が容易に推測できるもの。

③応募の費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

7. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査について

- ・事業者の選定は、選考過程の公平性・透明性に配慮するとともに、保育事業に関する審査を行うため、社会福祉事業及び児童福祉分野等に関する行政関係者、有識者からなる西郷村立まきば保育園民営化運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査結果を踏まえて決定するものとする。
- ・審査結果によっては、事業者が一つも選定されない場合もある。

(2) 審査の方法

審査委員会において、提出された参加申込書類、保育所運営計画書類及びプロポーザル審査により、評価、採点を行う。

(3) 参加資格審査（書類審査：1次審査）

参加申込書類を確認し、応募資格に適合しているかを確認する。

- ①実施日時 令和6年6月19日（水）予定
- ②実施方法 参加申込受付順に参加申込書類の精査を行う。精査は事務局にて行い、審査結果については、全ての申込者に対して令和6年6月24日（月）までに文書をもって通知する。なお、通知内容について不服がある場合は文書到達後1週間以内に文書にて行うこと。

(4) プロポーザル審査（2次審査）

- ①実施日時 令和6年7月24日（水）予定
- ②実施場所 詳細は審査対象者に直接通知します。
- ③実施時間 1事業者45分程度（説明35分、質疑10分）
- ④実施方法 参加申込受付順により保育所運営計画の説明及び質疑を行う。出席人数は3名までとし、事業者の代表として責任をもって対応できる方を出席させること。
口頭による説明を基本とするが、PC、プロジェクター、スクリーン等の利用がある場合は事前に申し出ること。

※審査会を欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

(5) プロポーザル審査（2次審査）審査基準

①評価、採点

- ・審査委員会において、保育所運営計画及びプレゼンテーション状況を基に評価、採点を行い、最高得点を得た者を選定する。
- ・審査における評価基準は、次の評価項目に基づくものとし、配点等の詳細は、審査委員会で定めるものとする。なお、採点の総合計に対し100分の60に満たない結果となった場合は、失格とする。

②評価項目

1) 提案内容全体の総合評価

- ・本事業の実施方針が明確であり、村の理念とも合致しているか
- ・保育に対する理念と本事業の提案理由が明確であり、妥当であるか

- ・実施方針を具現化する提案内容か
- ・村の保育事業への熱意・意欲があるか

2) 管理運営体制

- ・引継ぎ・共同保育に対する対応や配慮がなされているか
- ・引継ぎ・共同保育に対する課題等が整理され、解決に配慮した実施体制であるか
- ・実施体制に即した職員配置計画であり、具体的かつ実現可能性があるか
- ・職員配置計画で年齢、資格、経験年数等のバランスを考慮しているか
- ・職員の健康管理（日常的な管理及び定期的な管理）が十分に考えられているか
- ・安定的な人材の確保が可能であり、提案している実施体制の実現可能性があるか
- ・職員の人材育成策や研修計画が十分に検討され、実現可能性があるか
- ・苦情処理窓口の設置が検討され、実現可能性があるか
- ・苦情処理委員会等、対応の検討と実行される仕組みを検討しており、実現可能性があるか

るか

- ・利用者意見の把握・反映策が検討され、実現可能性があるか
- ・職員意見の把握・反映策が検討され、実現可能性があるか
- ・園を運営する上で生じた課題（保護者・職員・地域）への対応方法が考えられているか
- ・運営不振等、当該園の運営が困難となった場合の支援方法が現実的に考えられているか
- ・個人情報保護に対する取組方針や防災・災害対策マニュアルの整備等、危機管理への取組が明確であり、実現可能性があるか

3) 保育内容

- ・本事業における保育内容の考え方が明確であり、村の考えと一致しているか
- ・特別保育に対する取組が明確であり、提案内容と一致しているか
- ・子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益の確保に関して検討されており、実現可能性があるか

- ・虐待に対する考え方が妥当であり、虐待防止マニュアル・明確な基準等も整備され対応されているか

- ・障がい児などの配慮が必要な児童への対応が検討され、実現可能性があるか
- ・保護者の要望に沿った適切な保育体制の整備・保護者の負担軽減が図られているか
- ・全体的な保育計画（方針）に基づき、指導計画を作成・実施し、記録も作成しているか
- ・実施した保育の評価・課題抽出を行い、改善する方策を提示しており、実現可能性があるか

- ・意見の把握・反映に基づき、保育の質の向上策を検討しており、実現可能性があるか
- ・1日の保育の流れは本提案内容に即した保育の流れとなっているか
- ・1年間の行事計画は、本提案内容に即した行事計画となっているか
- ・給食及び補食に関して健康・発達に応じた配慮がなされているか（献立、食器、食具及び離乳食等）

- ・食育の観点からの取組が明記されているか
- ・アレルギー、宗教等に対する配慮がなされているか（除去・代替食等）
- ・給食等の提供に係る適切な衛生管理がなされているか
- ・園児の健康管理・感染症対策等の衛生面の配慮が検討されているか
- ・保育環境の安全確保に関しチェックリストを作成する等して具体的に明記されているか
- ・保育中の事故発生時の対応方針が明確であり、具体的であるか
- ・保育に係る保護者の参加策の検討や確保等がなされ、実現可能性があるか

- ・保護者との十分な連携確保策が確保されているか（連絡帳などでのやり取り等）
- ・家族の全体像をとらえての相談実施等の対応が考えられているか
- ・地域事業への参加、保育園事業への地域住民の参加等、保育園と地域との関係が考えられているか
- ・村内小中学校との交流に関する内容が考えられているか

4) 経理状況

- ・資金調達・収支計算が適切であるか
- ・費用・算出根拠等が明確であり、妥当であるか
- ・財務状況は良好であるか

5) その他の提案

- ・その他事業者独自で実施している保育内容や新たな取組等に関する提案はあるか

(6) 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

- ・本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- ・1次審査及び2次審査時に審査委員会の許可なく追加資料等を提出した場合。
- ・その他審査委員会が不適格と認めた場合。

(7) 選定結果と公表

村長は、審査委員会が特定した選定結果を受けて、事業者を決定し、参加申込者全員に対し、令和6年7月29日（月）に選定結果の通知を行う。ただし、最高得点者に事故等があり移行が不可能となった場合は、次点者（審査委員会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。）を民営化運営事業者とする。

また、選定結果は、選定した事業者の名称、所在地及び審査結果（採点）について、村ホームページへの掲示その他の方法により公表するものとする。

8. 事業者選定後について

(1) その他必要書類の提出

- ①提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。なお、電子媒体形式をE-mailにより提出すること。
- ②提出期間 令和6年8月30日（金）午後5時15分まで（必着）
- ③提出先 西郷村福祉課こども施設係
〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地
E-mail アドレス：fukushi@vill.nishigo.lg.jp
- ④提出書類 次に掲げる書類2部（原本1部、写し1部）を、次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出すること。A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算すること。
 - 1) 施設長選任理由書（様式第14号）
 - 2) 施設長履歴書（様式第15号）

(2) 協定の締結

村長は、西郷村議会において、西郷村保育園設置条例改正案（西郷村保育園設置条例の廃止）、財産処分（建物等無償譲渡）が議決された場合に、選定した事業者と協定を締結するものとする。協定の締結期間は、協定締結日から2045（令和27）年3月31日までの20年間とし、以降に定める民営化にあたっての諸条件を協定書に含めるものとする。

なお、民営化に関する予算の執行にあたっては、毎年度の予算の議決が必要となり、民営化予定保育園の移行にあたっては、西郷村保育園条例の改正の議決が必要となる。

なお、予算が議決されなかった場合又は、条例改正の議決が得られない場合は、民営化を一時停止又は停止する場合がある。

(3) 協議

本要領に定めのない事項により疑義が生じた場合、村と事業者は誠意を持って協議するものとする。

9 問い合わせ先

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地

西郷村役場 福祉課 子ども施設係

電話番号：0248-25-1509

FAX 番号：0248-25-4517

E-mail アドレス：fukushi@vill.nishigo.lg.jp

※土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

西郷村立まきば保育園 民営化にあたっての諸条件

1 保育園運営に関する諸条件

(1) 運営

事業者自らが当該保育園を管理運営すること。

(2) 保育園の名称

民営化後の保育園の名称については、現在の「まきば保育園」の名称を継承すること。

(3) 保育運営の継承

村内保育園の運営に関しては、西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）によるが、民営化後のまきば保育園の保育運営は、条例の範囲内で以下を継承するものとする。

- 1) 民営化後のまきば保育園の受入及び開所に関しては以下のとおりとする。ただし利用対象年齢については、村内他保育園が生後6ヵ月からとしている状況から早い段階で生後6ヵ月からの受入れを可とすること。また今後入所児童数が認可定員を下回る状態が複数年続く場合は、利用定員を見直すことも可とする。

【まきば保育園受入・開所状況】

利用対象年齢	生後10ヵ月～就学前児童
利用定員	165名
開園日時等	①開園日：平日・土曜日 ②休園日：日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
開園時間	①平日：7時15分～19時15分 ②土曜：7時15分～18時30分
保育時間	①平日：標準時間 7時15分～18時15分 短時間 8時00分～16時00分 ②土曜：同様
クラス編成	①さくら組（0歳児） ②もも組（1歳児） ③たんぽぽ組（1歳児） ④すみれ組（2歳児） ⑤みかん1組（3歳児） ⑥みかん2組（3歳児） ⑦ちゅうりっぷ1組（4歳児） ⑧ちゅうりっぷ2組（4歳児） ⑨ひまわり組（5歳児） ⑩つくし組（一時保育事業）

2) 特別保育事業は以下のとおりとする。

特 別 保 育	<p>①延長保育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：標準時間延長→夕（18時15分～19時15分） 短時間延長 →朝（7時15分～8時00分） 夕（16時00分～19時15分） ・ 土曜：標準時間延長→夕（18時15分～18時30分） 短時間延長 →朝（7時15分～8時00分） 夕（16時00分～18時30分） <p>②一時保育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非定型的保育サービス →原則平均週3日が限度 ・ 緊急保育サービス →原則1か月以内を限度 ・ 私的理由による保育サービス→原則1週間以内を限度 <p>③障がい児保育の実施</p>
---------	---

3) 給食については、保育園内で調理する直営方式により全て当日調理・飲食を原則とすることとし、3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食のみ給食とし主食は持参（水曜日は完全給食）とする。また、日に2回補食を提供することとする。なお、アレルギー食への対応、食育の推進、宗教食等の多様性に配慮した対応などに努めるものとする。

4) 地域との交流を積極的に図ること。

5) 村内小中学校等との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

6) 村福祉課及びこども家庭センター並びに教育委員会との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

7) 村が実施する園児に関する事業については極力参加すること。

8) 保護者の宗教等の多様性に配慮し、誤解を招くような宗教的な行事や行為は絶対に行わないこと。ただし、一般的な行事については制限しない。

9) 苦情受付窓口の設置等、利用者やその保護者からの苦情や要望に迅速かつ適切に対応するための措置を講じること。

(4) 保育内容等の継承

保育内容については保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を基本とし関係法令等を遵守するものとする。また、まきば保育園がこれまで培ってきた保育内容を尊重するものとし、保育方針・運営方針、年間事業計画、保育日課表については、以下を継承するものとする。

【保育方針・運営方針】

《・・・楽しい園 温かい園 笑顔あふれる園・・・》

<p>児 童 像</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身共に健康で 心の豊かな子ども </div>	<p>保 育 目 標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 元気に遊べる子ども ○ 素直で思いやりのある子ども ○ 最後までやりぬく子ども </div>	<p>保 育 方 針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身共に健康に育てる ○ 工夫して考える力を育てる ○ 豊かな体験を通し感性を育てる ○ 保護者と地域のつながりの中で育てる </div>
--	---	---

運 営 方 針

- 子どもが健康・安全で、情緒が安定した中で活動し、心身共に健全な発達が図れるよう援助する。
- 養護及び教育を一体的に行い、保護者と連携して健全な子育ての実現を図る。
- 質の高い保育を展開するために、職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る。
- 小学校、地域、専門機関との連携を強化し、将来に見通しを持った子どもの発達を保障していく。

【年間事業計画】

月	内 容
4	入園式 父母の会総会 個別懇談会（新）
5	こどもの日お祝い会 交通安全教室 遠足
	幼年消防クラブ入団式 歯科・内科検診 個別懇談会（継）
6	保育参観日
	西郷村屋内プール遊び スポーツ教室
7	防犯教室 たなばた会 花火指導 夕涼み会
	西郷村屋内プール遊び すいか割り大会 お泊まり保育
8	ジャガイモ掘り
9	運動会
10	交通安全教室 内科検診
	園外保育 幼年消防白河地方大会 保育参観
11	発表会 観劇会 スポーツ教室
12	総合訓練 餅つき会 施設慰問
	お楽しみ会 個別懇談会(以上児希望者)
1	新年子ども会 だんごさし会
2	豆まき会 一日入園
	保育参観
3	ひな祭り会 お別れ会 卒園式 修了式

◎誕生会・誕生日の日 ◎発育測定、避難訓練・・・月1回実施
◎英語で遊ぼう・・・年間25回実施

【保育日課表】

0歳児～2歳児		3歳児～5歳児	
時 間	子どもの活動	時 間	子どもの活動
7:15		7:15	
8:30	・・・・・・・・	8:30	・・・・・・・・
	登園・視診		登園・視診
	所持品の始末		所持品の始末
	自由あそび		自由あそび
9:30	・・・・・・・・	10:00	・・・・・・・・
	排泄・手洗い		排泄・手洗い
	おやつ		クラス別保育
	クラス別保育		
11:15	・・・・・・・・	11:30	・・・・・・・・
	昼食準備		昼食準備
	昼食		昼食
12:30	午睡準備		午睡準備
	絵本読み聞かせ		絵本読み聞かせ
	午睡	13:00	午睡
14:30	・・・・・・・・	14:30	・・・・・・・・
	目覚め・午睡片付け		目覚め・午睡片付け
	おやつ		おやつ
	降園準備		降園準備
	自由あそび		自由あそび
	降園		降園
16:00	・・・・・・・・	16:00	・・・・・・・・
18:15		18:15	
19:15	保育時間終了	19:15	保育時間終了

(5) 職員配置について

- 1) 職員の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令第63号）を満たし、以下を参考として適切な配置をするものとする。

【配置職員の区分】

施 設 長	専任とし、幼児教育・保育施設等において幹部職員（副施設長・主任保育士）としての経験を有し、保育に対する高い見識と幅広い知識を有するものとする。
副 施 設 長	専任とし、保育士又は幼稚園教諭の資格を有し幼児教育・保育施設等において3年以上主任保育士としての実務経験を有するもの又は、15年以上保育士としての実務経験を有するものとする。
主 任 保 育 士	専任とし、保育士又は幼稚園教諭の資格を有し幼児教育・保育施設等において10年以上の実務経験を有すること。
保 育 士	保育士又は幼稚園教諭の資格を有するものとする。

保 育 補 助	保育士の補助者を配置するものとする。
看 護 師	看護師の配置に努めるものとする。
調 理 員	管理栄養士を1名配置するものとする。 その他定員に応じた必要な調理員を配置するものとする。

※経験年数は、2025（令和7）年4月1日を基準日とする。

【まきば保育園職員配置状況（参考）】

正 職 員	7名（園長1名、副園長1名、保育士4名、管理栄養士1名）
再 任 用 職 員	1名（事務職員）
会計年度任用職員	27名（保育士等20名、保育補助3名、調理補助4名）

2) 民営化後は引継ぎ及び共同保育を行うこと。引継ぎ及び共同保育の期間は、民営化による運営開始日から概ね3年程度を予定するが、必要に応じて短縮及び延長（最大5年まで）することができるものとする。

引継ぎ及び共同保育においては、事業者は、西郷村正職員（施設長、副施設長、主任保育士、管理栄養士、保育士等）の派遣の受入れに応じるものとする。なお、事業所への派遣にかかる費用の一部は、村が予算の範囲内で負担するものとする。

民営化前に西郷村会計年度任用職員として雇用していた保育士等については、本人が民営化後も雇用の継続を希望する場合は、継続雇用とし、勤務条件・給与等の処遇については、村で雇用していた勤務条件・給与等の処遇を下回らないこととする。なお可能な限り正規職員での雇用に努めることとする。

引継ぎ及び共同保育は、在園時及びその保護者の不安の解消・軽減を図るために極めて重要なものであることから、誠意を持ってこれにあたること。

また、事業者の申し出により、在園時及びその保護者の不安の解消・軽減を図ること並びに事業者における保育士の雇用の問題及び、経験豊かな保育士のバランスよい配置を支援し、保育の質の低下を防ぐことを目的に、村の保育士等の派遣を要請することができるものとする。

(6) その他

- 1) 西郷村教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例（令和元年10月1日条例第16号）及び条例施行規則（令和元年10月1日規則第22号）による保育にかかる保育料については、児童福祉法第56条第2項の規定により村で算定し収納するものとする。
- 2) 保育料以外の副食費（補食代含む）、一時的保育事業、延長保育に係る利用者負担額に関しては、事業者が収納するものとする。それらの負担額については民営化前の負担額の継承を原則とするが、保護者会組織が同意した場合は、この限りではないものとする。
- 3) 保育用品は、保護者会組織が同意をした場合を除き、民営化後の一定期間は指定の制服、靴、教材等を使用するものとする。
- 4) 園の運営に係る経費として、保育士の人件費や、光熱水費、給食を作るための食費、施設維持に係る委託料等の園の運営に必要な経費を保育給付費として支給するものとする。なお、保育給付費の積算については「内閣総理大臣が定める基準により算定した費

用の額（公定価格）」により積算するものとする。なお、給付費については他の保育園と同様に月毎の支給とするものとする。

- 5) 一時的保育事業、延長保育事業及び障がい児保育事業などを実施した場合には、国・県又は村の補助金交付要綱に定める額を補助する。
- 6) 職員の資質向上及び保育の質の向上のため、必要な研修を行うこと。また国・県・村が行う研修や保育の向上を目的とした事業に積極的に参加すること。
- 7) 事業者は、保育中の事故に備えるために、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入するものとする。
- 8) 保育園の運営状況や事業者の経営状況等の積極的な情報開示に努めるものとする。
- 9) 民営化の際の条件等が民営化後に遵守されているかを確認するために、必要に応じて村職員による巡回確認を受け入れるものとする。

2 施設等に関する諸条件

(1) 土地に関する事項

土地の使用については無償貸付とし、村と令和7年4月1日から2045（令和27）年3月31日までの20年間の土地使用賃借契約を締結するものとする。また、特段の理由がない限り期間を延長することができるが、保育運営に不安がある場合や社会情勢の変化等により契約内容を変更する場合がある。また、まきば保育園園庭は災害時の緊急指定避難場所に指定されているため、事業者は災害時の避難者受入れ等に積極的に協力することとする。

(2) 建物に関する事項

建物の使用については無償譲渡とし、村と村有財産譲渡契約を締結するものとする。民営化後の建物については、事業者が所有権登記後、速やかに事業者の基本財産に編入すること。なお、登記に係る経費の一切は、事業者の負担とする。また、まきば保育園は災害時の指定避難所に指定されているため、事業者は災害時の避難者受入れ等に積極的に協力することとする。

(3) 附属設備に関する事項

附属設備の使用については無償譲渡とし、村と譲渡契約を締結するものとする。ただし、園庭に配置されている遊具に関しては「福島定住等緊急支援交付金」を活用し平成27年9月に設置、供用開始されたものであり交付要綱の財産処分の制限期間内となるため制限期間を超えるまでの間は無償貸付とし、使用賃借契約を締結するものとする。

(4) 備品に関する事項

備品の使用については無償譲渡とし、村と譲渡契約を締結するものとする。

(5) 建物等の修繕に関する事項

民営化後、建物等の大規模改修や増改築等の必要な施設整備、老朽化した施設の修繕にあたっては、国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金）を活用する等、村の予算の範囲内で補助する。ただし、国の制度変更や本村施策の変更などにより補助金制度が変更になる場合がある。

3 その他に関する諸条件

(1) 施設管理・運営に係る責任分担

施設管理・運営に係る村と事業者の責任分担は、おおむね次のとおりとする。ただし下記内容に記載のないものは別途協議するものとする。

【責任分担表】

責任の内容	公私連携型法人	西郷村	備考
関係法令・許認可の変更等に伴うもの	◎	○ 許認可の届出 (法人→村→県)	
管理運営上必要となる許認可等の取得	◎	○ 許認可の届出 (法人→村→県)	
委託事業以外の自主事業の運営によるもの	◎		
社会経済情勢等の急激な変化に伴う影響	◎	○	※ ¹
法人の債務不履行による管理業務の破綻等に伴うもの	◎		
施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の維持管理	◎		
施設等の修繕	◎	○	※ ²
備品等の購入	◎		
事故・災害等による施設の損害	◎	○	※ ¹
事故・災害等による児童等への責任	◎	○	※ ¹
施設等に係る保険の加入	◎		
包括的管理責任	◎		

※¹新型コロナのような感染症、物価高騰などの社会への大きな影響、災害による被害の場合は、国・県・村からの一時的な負担金・補助金等での支援あり。

※²修繕については、事業者負担とし、修繕箇所や修繕の規模によっては、国庫補助等を活用するとともに、必要に応じて村が補助するものとする。

(2) 事業者との協定の取消

以下の場合には協定を取消すものとする。この場合に村に生じた損害は事業者が賠償するものとする。

- ・ 保育園の運営を適正に行うため、締結する協定の内容に関して、村の指導・指示に従わない場合。
- ・ 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合。
- ・ 保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（予め村の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く）。
- ・ 村の承認を得ずに、事業者が保育園を協定に定める保育等その他の事業以外の用に供した場合。
- ・ 村の承認を得ずに、事業者が保育園の用地の形状を変更した場合。
- ・ 村の承認を得ずに、事業者が保育園の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。
- ・ 保育園を転貸した場合。
- ・ 前各号に定めるほか、重大な背信となる行為を行った場合。

(3) 財産の返還

協定の取消があった場合においては、貸付財産及び譲渡財産について返還を求めることができるものとし、譲渡財産の返還に際しては、相手方からの財産買取の請求はできないものとする。

書類提出一覧表

提出書類（参加申込受付）		様式・内容等	チェック
1	質問書	様式第1号	
2	西郷村立まきば保育園設置・運営事業者選定に伴う公募型プロポーザル参加申込書	様式第2号	
3	誓約書	様式第3号	
4	委任状	様式第4号	

提出書類（1次審査）		様式・内容等	チェック
5	法人調書	様式第5号	
6	法人が運営する社会福祉施設一覧表	様式第6号	
7	事業者の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	原本の写し	
8	事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書	原本	
9	事業者の直近3年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村民税の滞納がないことの証明書	原本	
10	事業者の直近3年分の財務諸表	任意様式	
11	預金残高証明書	任意様式	
12	施設の監査状況報告書	様式第7号	
13	現在運営する保育所等の概要 (パンフレット等、概要が分かるもの)	任意様式	

提出書類（2次審査）		様式・内容等	チェック
◆保育所運営に関する書類			
14	保育所運営の希望理由書	様式第8号	
15	保育所運営計画	様式第9号	
16	資金収支予算書	様式第10号	
17	施設の管理運営体制計画	様式第11号	
18	職員配置計画	様式第12号	
◆労働基準法等の規定に関する書類			
19	①就業規則 ※労働基準監督署受付印のある事業主控	任意様式	
20	②時間外労働（36協定関係）※労働基準監督署受付印のある事業主控	法定様式	
21	辞退届	様式第13号	

提出書類（選定結果と公表後）		様式・内容等	チェック
◆保育所運営に関する書類			
22	施設長選任理由書	様式第14号	
23	施設長履歴書	様式第15号	